

行政法 (50点)

次の文章は、建築士法(平成18年法律第92号による改正前のもの)に基づく一級建築士免許取消処分を違法であるとした最高裁平成23年6月7日第3小法廷判決民集65巻4号2081頁の法廷意見の一部である。

「建築士に対する上記懲戒処分に際して同時に示されるべき理由としては、処分の原因となる事実及び処分の根拠法条に加えて、本件処分基準の適用関係が示されなければ、処分の名宛人において、上記事実及び根拠法条の提示によって処分要件の該当性に係る理由は知り得るとしても、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって当該処分が選択されたのかを知ることは困難であるのが通例であると考えられる。これを本件について見ると、本件の実事関係等は前記2のとおりであり、本件免許取消処分は上告人Xの一級建築士としての資格を直接にはく奪する重大な不利益処分であるところ、その処分の理由として、上告人Xが、札幌市内の複数の土地を敷地とする建築物の設計者として、建築基準法令に定める構造基準に適合しない設計を行い、それにより耐震性等の不足する構造上危険な建築物を現出させ、又は構造計算書に偽装が見られる不適切な設計を行ったという処分の原因となる事実と、建築士法10条1項2号及び3号という処分の根拠法条とが示されているのみで、本件処分基準の適用関係が全く示されておらず、その複雑な基準の下では、上告人Xにおいて、上記事実及び根拠法条の提示によって処分要件の該当性に係る理由は相応に知り得るとしても、いかなる理由に基づいてどのような処分基準の適用によって免許取消処分が選択されたのかを知ることはできないものといわざるを得ない。このような本件の事情の下においては、行政手続法14条1項本文の趣旨に照らし、同項本文の要求する理由提示としては十分でないといわなければならない。本件免許取消処分は、同項本文の定める理由提示の要件を欠いた違法な処分であるというべきであって、取消しを免れないものというべきである。」

問1 理由提示に関する従来の判例法理と本判決の関係について、簡単に説明しなさい。

問2 処分基準が裁量との関係で持つ意味について、本判決を参考に、論じなさい。

問3 行政処分は、結論が妥当であるとしても、手続的違法がある場合はそれだけで取り消されるべきか、判例法理に言及しつつ、論じなさい。

【参照条文】

○建築士法(平成18年法律第92号による改正前のもの)第10条第1項

1級建築士、2級建築士又は木造建築士が次の各号の1に該当する場合においては、免許を与えた国土交通大臣又は都道府県知事は、戒告を与え、1年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、又はその免許を取り消すことができる。

- 一 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 二 この法律若しくは建築物の建築に関する他の法律又はこれらに基づく命令若しくは条例の規定に違反したとき。
- 三 業務に関して不誠実な行為をしたとき。